

新型コロナウイルス感染拡大予防についてのお願い
(令和3年8月20日から令和3年9月12日まで)

ホールにおいて催し物を開催される主催者に、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、次のとおり対策をお願いいたします。
なお、催し物の開催をお考えの場合は、事前に管理者までご相談ください。

<開催前の対策>

1. 入場制限等

(1) 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。

例えば、以下のような手段が考えられます。

- 開場・休憩時間の延長
- 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- 入場待機列の設置
- 日時や座席の指定予約による人数調整
- 大人数での来館の制限 等

(2) イベント開催の基準

以下に示す人数等を上限としてイベントを開催できるものとします。

① 開催時間について

開催されるイベントについては、開催時間を21時まで、できるかぎり20時としていただくよう要請します。

② 開催規模について、次の(ア)(イ)の人数のいずれか少ないほうを基準とするよう要請します。

(ア) 人数上限	(イ) 収容率
各ホールの 入場定員	収容定員の50%

③ チケット販売の取扱について

8月28日(土)までにチケット販売していた催物については、上記基準を適用せず、キャンセルは不要とします。ただし、8月29日

(日) 以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

- ④ 主催者及び施設管理者の双方が「別紙1 感染防止のチェックリスト」の取組が記載された 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、上記目安を参加人数の上限とします。
- (3) 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- (4) 参加者等には、次の事項を事前に周知してください。
- ① 県外からの来場者について
お住いの都道府県の、移動に関する方針にご留意いただき行動をお願いします。
 - ② 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は入場、参加等できません。
 - ③ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は入場、参加等できません。
 - ④ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
 - ⑤ 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

2. 来場者との関係

- (1) 公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を記録してください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- (2) 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- (3) 来場者には、「接触確認アプリ」を事前にインストールすることを促してください。

3. 公演関係者との関係

- (1) 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- (2) (公社)全国公立文化施設協会制定の「劇場、音楽堂等における新型コロナ

ウイルス感染拡大予防ガイドライン」、及び「三重県指針 ver.12」等を、全員に周知徹底を図ってください。

<開催日の対策>

1. 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力のうえ、来場者に対し以下について周知してください。

ア 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

ただし、2歳未満児、感覚過敏など健康上の理由で困難な場合は除く。

イ 社会的距離の確保の徹底（最低1m）

ウ 下記の症状に該当する場合、入場を控えること。

- ・咳
- ・発熱（37.5度以上が目安）
- ・呼吸困難
- ・全身倦怠感
- ・咽頭痛
- ・鼻汁・鼻閉
- ・味覚・臭覚障害
- ・目の痛みや結膜の充血
- ・頭痛
- ・関節・筋肉痛
- ・下痢
- ・吐気・嘔吐
- ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

2. 来場者の入場時の対応

(1) 以下の場合には、入場しないよう要請してください。

- ①発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
- ②咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ③新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ④過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

※感染が疑われる方を発見したときは、事務所へ報告をしていただき指示を

- 受けてください。その際のチケット払い戻しについて規定してください。
- (2) 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
 - ①入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
 - ②オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
 - (3) パンフレット・チラシ・アンケート等は、極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
 - (4) プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。
 - (5) 会場入り口は、1 m以上間隔を空けて整列させてください。
 - (6) 入場時のチケットもぎりは、チケットを入場者にもぎってもらうなど接触防止に努めてください。

3. 公演会場内の感染防止策

- (1) 接触感染や飛沫感染を防止するため、下記の予防措置に努めてください。
 - ・マスクの原則常時着用
 - ・手指の消毒や手洗いの徹底
 - ・大声を出さないことの奨励、咳エチケット
 - ・相互の社会的距離の確保
 - ・換気の励行（従事者、公演関係者等）
 - ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用
 - ・検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- (2) 座席は原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- (3) 来場者による大声での歓声、声援、唱和等がある公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など、必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内とってください。（異なるグループ間では座席を1席（立席の場合は1 m）空けませんが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は50%を超える場合もあり得る。）
- (4) 客席の最前列席は舞台上から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距

離で 2m 以上を設けてください。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じてください。

- (5) 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- (6) 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- (7) 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- (8) 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

4. 公演関係者の感染防止策

- (1) 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- (2) 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
 - ・咳
 - ・呼吸困難
 - ・全身倦怠感
 - ・咽頭痛
 - ・鼻汁・鼻閉
 - ・味覚・嗅覚障害
 - ・眼の痛みや結膜の充血
 - ・頭痛
 - ・関節・筋肉痛
 - ・下痢
 - ・嘔気・嘔吐
 - ・PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去 2 週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- (3) 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- (4) 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- (5) 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- (6) 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。

- (7) 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- (8) 密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を行わないようにしてください。
- (9) 感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう参加者に対して呼びかけてください。
- (10) 出演者等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行ってください。
- (11) その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。
- (12) 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

5. 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- (1) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

6. 物販

- (1) 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- (2) パンフレット等の物販を行う場合、最低 1 mの間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- (3) 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- (4) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- (5) 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- (6) 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

7. 来場者の退場時の対応

- (1) 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- (2) 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

8. 利用終了時の消毒作業について

- (1) ホール
 - ア 消毒作業の人員

施設管理職員、舞台管理員、利用者において作業を実施しますので、利用者で利用状況に応じて2～6名の人員を予定してください。

イ 消毒用物品

消毒に使用する消毒液、ペーパータオル、ゴム手袋等は施設管理者にて準備します。

ウ 作業について

利用終了時に、施設管理職員、舞台管理員の指示により作業を実施します。

(2) ホール以外

原則として、施設管理員にて消毒作業を実施します。

ただし、利用状況により利用者に作業をお願いする場合があります。

<公演後の対策>

- (1) 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- (2) 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- (3) なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるよう努めてください。

別紙1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）	
①	<p>マスク着用の担保 （常時着用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	<p>大声を出さないこと の担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
2 基本的な感染防止等	
③	<p>①～②の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	<p>手洗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
	<p>消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	<p>換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	<p>密集の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	<p>身体的距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とは触れ合わない程度の間隔）
⑨	<p>飲食の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙1 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可 ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る <ul style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等) ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応